

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 湧別町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	78.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.1%
全職員	68.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長相当職	93.6%
課長補佐相当職	84.3%
係長相当職	90.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	81.1%
26～30年	89.5%
21～25年	89.3%
16～20年	83.1%
11～15年	106.6%
6～10年	94.2%
1～5年	84.6%

【説明欄】

【１．全職員に係る情報】

- ・扶養手当や住居手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める女性の割合は 1.6%、住居手当の受給者に占める女性の割合は 1.6%となっており、差異の要因となっている。
- ・管理職に占める女性の割合が 4.3%と低く、管理職手当及び期末勤勉手当の役職加算額が差異の要因となっている。
- ・男性職員の方が時間外勤務時間数が多い傾向にあり、男性の時間外勤務手当支給額に対する女性の時間外勤務手当支給額の割合は 68.6%と低い状況であり、差異に影響している。
- ・平均勤続年数が男性 21.7 年、女性 14.1 年と大きな差異があり、給与の差異に影響している。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」については、給料月額の高い営繕大工や教育アドバイザー、ALT の多くが男性職員であるため、差異の要因となっている。

【２．任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報（１）役職段階別】

- ・上記同様、扶養手当と住居手当を支給している職員の割合が男性に偏重していることが、差異の要因となっている。
- ・課長補佐相当職については、勤続年数の少ない女性職員がいるため割合が小さくなっている。

【２．任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報（２）勤続年数別】

- ・36 年以上は女性職員の対象者がいない。
- ・勤続年数が長い職員ほど、扶養手当や住居手当を受給している割合が多く、差異の要因となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。